

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第13号

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
(警察本部の配置定員) 第2条 略							(警察本部の配置定員) 第2条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察本部の組織ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。						
組織区分	警察官				警察官を除く職員	合計	組織区分	警察官				警察官を除く職員	合計
	警視	警部	警部補 巡査部長 巡査	小計				警視	警部	警部補 巡査部長 巡査	小計		
警務部	14人	25人	49人	88人	118人	206人	警務部	13人	22人	47人	82人	108人	190人
生活安全部	11人	20人	88人	119人	19人	138人	生活安全部	10人	21人	95人	126人	19人	145人
刑事部	10人	24人	101人	135人	30人	165人	刑事部	11人	23人	99人	133人	29人	162人
交通部	8人	14人	85人	107人	43人	150人	交通部	8人	14人	83人	105人	45人	150人
警備部	7人	11人	82人	100人	2人	102人	警備部	7人	12人	82人	101人	2人	103人
香川県警察学校	2人	2人	71人 (うち、 65人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	75人	2人	77人	香川県警察学校	2人	2人	71人 (うち、 65人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	75人	2人	77人
合計	52人	96人	476人	624人	214人	838人	合計	51人	94人	477人	622人	205人	827人
2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警部にあっては11人を、警部補、巡査部長及び巡査にあっては25人を、警察官を除く職員にあっては40人を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。							2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警部にあっては8人を、警部補、巡査部長及び巡査にあっては23人を、警察官を除く職員にあっては32人を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。						

(警察署の配置定員)

第3条 略

組織区分	警察官				警察官を除く職員	合計
	警視	警部	警部補 巡査部長 巡査	小計		
香川県東かがわ警察署	2人	3人	38人	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	7人	53人	62人	4人	66人
香川県高松東警察署	2人	6人	48人	56人	5人	61人
香川県小豆警察署	2人	4人	41人	47人	4人	51人
香川県高松北警察署	4人	9人	261人	274人	16人	290人
香川県高松南警察署	5人	9人	184人	198人	12人	210人
香川県坂出警察署	2人	7人	95人	104人	8人	112人
香川県高松西警察署	2人	4人	40人	46人	5人	51人
香川県丸亀警察署	5人	10人	198人	213人	15人	228人
香川県琴平警察署	2人	4人	36人	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	2人	6人	56人	64人	6人	70人
香川県観音寺警察署	2人	6人	63人	71人	6人	77人

(警察署の配置定員)

第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警察官				警察官を除く職員	合計
	警視	警部	警部補 巡査部長 巡査	小計		
香川県東かがわ警察署	2人	3人	38人	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	6人	52人	60人	5人	65人
香川県高松東警察署	2人	5人	49人	56人	5人	61人
香川県小豆警察署	2人	4人	42人	48人	4人	52人
香川県高松北警察署	4人	11人	269人	284人	19人	303人
香川県高松南警察署	5人	9人	192人	206人	13人	219人
香川県坂出警察署	2人	7人	94人	103人	9人	112人
香川県高松西警察署	2人	3人	39人	44人	5人	49人
香川県丸亀警察署	4人	8人	131人	143人	11人	154人
香川県善通寺警察署	2人	6人	41人	49人	6人	55人
香川県琴平警察署	2人	4人	36人	42人	5人	47人
香川県三豊警察署	2人	5人	57人	64人	6人	70人
香川県観音寺警察署	2人	6人	64人	72人	7人	79人

合 計	32人	75人	1,113人	1,220人	91人	1,311人
-----	-----	-----	--------	--------	-----	--------

(派遣職員等の配置定員)

第4条 略

組織区分	警 察 官				警察官 を除く 職員	合 計
	警視	警部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
生活安全部			1人	1人		1人
刑事部			2人	2人		2人
交通部			1人	1人		1人
警備部			2人	2人		2人
香川県坂出 警察署			1人	1人		1人
香川県丸亀 警察署			1人	1人		1人
合 計			8人	8人		8人

合 計	33人	77人	1,104人	1,214人	100人	1,314人
-----	-----	-----	--------	--------	------	--------

(派遣職員等の配置定員)

第4条 条例第3条の規定により香川県警察本部長が定める職員の警察本部の組織及び警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官 を除く 職員	合 計
	警視	警部	警 部 補 巡査部長 巡 査	小 計		
生活安全部			1人	1人		1人
刑事部			1人	1人		1人
交通部			1人	1人		1人
警備部			3人	3人		3人
香川県坂出 警察署			1人	1人		1人
合 計			7人	7人		7人

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。